

横浜市下水道施設に関する災害時の応急措置の協力に関する協定書

横浜市公共下水道管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部（以下「乙」という。）とは、地震その他の大規模災害により、甲の下水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）に、応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、下水道施設の応急措置活動用資機材の確保及び応急措置作業等（以下「応急措置」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が所管する下水道施設（処理場、ポンプ場等の土木、建築施設をいう。）の応急措置の協力に関し、甲が乙に対して要請する手続等を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置の実施にあたり、乙の協力が必要となった場合は、乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲から前項による要請を受けたときは、速やかに乙の会員（以下「会員」という。）に周知し、甲の行う応急措置に協力するものとする。
- 3 甲は、応急措置の必要がなくなったときは、乙に第1項の要請の終了を告げるものとする。

（応急措置の実施場所）

第3条 応急措置の実施場所は、甲が、応急措置が必要だと判断し指定した下水道施設とする。

（応急措置の実施体制）

第4条 乙は、甲からの協力要請に対し円滑な対応ができるよう、あらかじめ建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の状況について整理するとともに、会員の動員方法を定め、甲からの要請に基づく応急措置の実施体制を甲に報告しておくものとする。

- 2 前項の報告を受けた甲は、その内容を甲の下水道施設の管理者に速やかに周知し、各施設における応急措置が円滑に進行するよう努めるものとする。

（応急措置の実施）

第5条 甲の要請を受けた乙は、対応可能な会員を選別し、応急措置を実施させるものとする。

- 2 応急措置の任に当たることとなった会員は、下水道施設に出動後直ちに現場責任者、入場時刻及び持ち込んだ建設資機材等を、下水道施設から退出後直ちに退場時刻を、甲に報告しなければならない。
- 3 前項の会員は、被災の状況及び応急措置の状況を写真等により詳細に記録し、甲に報告しなければならない。

（費用の支払い等）

第6条 乙及び会員は、全ての応急措置が完了したときは、速やかに甲に書面により報告し、その検査を受けるものとする。

- 2 前項の検査に合格した会員は、甲に対し、当該応急措置にかかった費用を請求するものとする。
- 3 前項の請求を受けた甲は、その内容を精査確認の上、会員に代金を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請により応急措置に従事した会員の作業員が応急措置原因で負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がなく横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成 9 年 10 月横浜市条例第 60 号）の適用がある場合は、同条例にしたがい甲が補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定又はその協定延長の満了日の 1 ヶ月前までに、当事者の一方が相手方に対し、この協定を終了させる旨の書面による通知をしない限り、自動的に 1 年ずつ更新されるものとする。

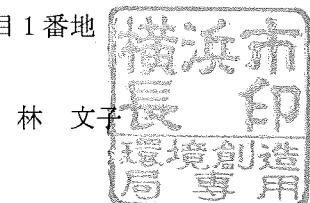
(実施細目)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関して必要な詳細については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々 1 通を保持する。

平成 26 年 3 月 26 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市長



乙 東京都中央区八丁堀二丁目五番一号

一般社団法人 日本建設業連合会

関東支部長

増永 修平

